

## 富津市第2回介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成24年11月20日（火） 開会午後2時00分  
閉会午後2時55分

2. 場所 富津市役所 5階503会議室

3. 出席委員

十 川 敬 三 （市議会議員）  
永 田 武 憲 （被保険者）  
澤 邊 玉 江 （被保険者）  
椎 津 裕 貴 （保健医療関係者）  
大 塚 坦 造 （保健医療関係者）  
磯 部 健 一 （福祉関係者）  
古 堀 真由美 （サービス事業者）  
本 間 英 一 （サービス事業者）  
和 泉 喜 章 （サービス事業者）

4. 欠席委員

平 野 武 男 （被保険者）  
東 弘 志 （学識経験者）  
三 枝 奈芳紀 （保健医療関係者）  
小 柴 貞 雄 （福祉関係者）  
藤 野 勉 （サービス事業者）

5. 議件

- （1）地域密着型サービス事業所の更新指定について（諮問事項）
- （2）指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める条例案に係る意見募集（パブリックコメント）について
- （3）第4次富津市介護保険事業計画の実績について

6. 事務局職員等

佐久間市長 正司健康福祉部長 大塚介護福祉課長  
佐生介護福祉係長 篠田主任主事 牧野主事

富津市介護保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成24年度第2回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成24年11月20日(火) 午後2時00分～午後2時55分
3 開催場所	富津市役所 5階 503会議室
4 審議等事項	議件 (1) 地域密着型サービス事業所の更新指定について(諮問事項) (2) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める条例案に係る意見募集(パブリックコメント)について (3) 第4次富津市介護保険事業計画の実績について
5 出席者	委員 十川敬三 永田武憲 澤邊玉江 椎津裕貴 大塚坦造 磯部健一 古堀真由美 本間英一 和泉喜章 事務局職員等 佐久間清治 正司富夫 大塚幸男 佐生裕子 篠田優子 牧野圭吾
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

## **1. 開 会**

**佐生係長**：定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。

それでは、ただ今より、平成24年度第2回富津市介護保険運営協議会をはじめさせていただきます。お手元の会議次第により進めさせていただきます。

本日、9名の方に出席いただいておりますので介護保険運営協議会は成立いたします。

それでは、会長挨拶でございます。十川会長からご挨拶を賜りたいと存じます。

## **2. 会長挨拶**

**十川会長**：皆さんこんにちは。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度、皆様にご審議いただきました第5次介護保険事業計画に基づき、小規模特養29床を含め、介護老人福祉施設127床の増床により大幅な入所待機者数の減少が図られるとともに、介護拠点が整備され、介護サービスの向上が図られてきたと考えております。

さて、本日は、第4次富津市介護保険事業計画の実績報告、地方分権一括法等に伴う地域密着型サービス指定基準等を定める条例案のパブリックコメントなどについて、市長から会議の開催依頼がありましたのでお集まりいただきました。よろしく願い申しあげまして、挨拶いたします。

**佐生係長**：次に、市長挨拶でございます。佐久間市長から挨拶申し上げます。

## **3. 市長挨拶**

**佐久間市長**：こんにちは、大変お忙しいなかを、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

本年8月に社会保障と税の一体改革関連8法案が成立し、消費税の引上率と、経済状況の勘案条項はあるものの、引上時期が決定されました。しかし、一方の目的でございます社会保障については、子育て支援や社会保険制度改革の項目的な部分は決められたものの、その具体的内容の多くが、社会保障制度改革国民会議の検討に委ねられました。その国民会議委員も、昨日、候補者の選定が終わり、これから就任依頼をする状況にあります。

このようななか、平成27年度から始まります第6期事業計画の国の基本指針の方向も定まらない状況にあります。医療機関、介護保険事業者、地域の方々のご協力をいただき、地域包括ケアを推進して、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進して参りますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日の会議内容につきましては、地域密着サービス事業所の更新指定と、指定地域密着型サービス等の事業の基準を定める条例案に係るパブリックコメントについての2議案並びに第4次富津市介護保険事業計画の実績報告であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**佐生係長**：続きます。議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を、十川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**十川会長**：はい。それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

最初にお断り申し上げます。議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

次に、議事録署名人の指名でございますが、磯部委員と古堀委員にお願いします。

それでは、議案第1号「地域密着型サービス事業所の更新指定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### **4. 議事**

**大塚課長**：はい。それでは、議案第1号「地域密着型サービス事業所の更新指定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

お手元にお持ち頂きました、平成24年度第2回富津市介護保険運営協議会資料の1ページをご覧くださいと思います。社会福祉法人天祐会から、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの事業を行う地域密着型事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所であるグループホーム天羽苑について、介護保険法第78条の12及び第115条の21の規定により、準用されます介護保険法第70条の2の規定により、指定更新申請があったことによりまして、ご審議をお願いするものでございます。

地域密着型事業所は、6年ごとに指定の更新を受けなければならないこととされております。市内に市が指定した事業所は、7事業所でございます。指定介護予防支援事業所及び小規模特養が各1事業所と、5つのグループホームでございます。指定介護予防支援事業所は、一事業所としての性格をもちます地域包括支援センターで、小規模特養につきましては、第1回の運営協議会で事業所指定についてご審議いただきましたサテライト特養やまぶき苑でございます。グループホームにつきましては、グループホーム富士見苑、かずさ三条の里、憩の里富津、グループホームわかくさ、それと、今回、ご審議いただきますグループホーム天羽苑でございます。

グループホーム天羽苑につきましては、記載のとおり平成18年12月1日に指定をし、6年が経過することから、事業者から指定更新申請があったものでございます。

資料の2ページをご覧くださいと思います。今回、指定更新申請のありましたグループホーム天羽苑につきましては、この平面図のピンクの部分でございます。黄色の部分は、介護保険のデイサービスを行う通所事業所、それから、水色の部分が、障害者自立支援法の規

定に基づくケアホームでございます。この黄色の部分とそれから水色の部分につきましては、千葉県が指定するものでございます。

資料の3ページをご覧くださいと思います。更新指定の場合も、新規申請と全く同じように審査することとされています。その審査項目を一覧にしたものがこの表でございます。

右端にチェック欄が設けられております。このチェック欄が2列に分かれておりますが、左側にチェック項目に対する答えを記入しており、右側に横棒があるものにつきましては、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表しております。○は指定基準に適合していることを表しております。

このように適用される指定基準について、全て満たしております、地域に密着した運営がなされていることから、更新指定について、ご審議をお願いするものでございます。

なお、第1回運営協議会の際は、現地に赴いて、施設及び設備について、指定基準に適合しているかをご審査していただいたところでございますが、本件につきましては、現在利用者の方が入居されていることから、介護福祉課職員2名で、指定基準に適合しているかどうかを確認しております。

以上で、議案第1号「地域密着型サービス事業所の更新指定について」の説明を終わらせていただきます。

**十川議長**：事務局の説明は終わりました。ご質疑ございませんか。

**十川議長**：ご質疑、ご意見もないようでございます。

それでは、本議案「地域密着型サービス事業所の更新指定について」の本運営協議会の意見といたしまして、「更新指定することが適当である」との答申で、いかがでしょうか。

(委員：異議なしの声)

**十川議長**：異議なしと認めます。それでは、議案第1号「地域密着型サービス事業所の更新指定について」の本運営協議会の意見は、「更新指定す

ることが適当である」との答申といたします。

なお、答申書の文面につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

(委員：異議なしの声)

**十川議長**：それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議案第2号「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める条例案に係る意見募集・パブリックコメントについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**大塚課長**：はい。

**十川議長**：事務局、大塚さん。

**大塚課長**：それでは、議案第2号「指定地域密着型サービス、及び指定地域密着型介護予防サービスの、事業の基準を定める条例案に係る、意見募集・パブリックコメントについて」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、第2回富津市介護保険運営協議会資料の10ページをお開きいただきたいと思います。平成23年5月2日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地方分権一括法と呼ばれるものでございます。その第18条それと、平成23年6月22日に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の第1条により、介護保険法が改正されました。

恐れ入りますが、別冊の厚い資料、議案第2号資料2及び議案第2号資料3というものをご覧いただきたいと思います。グループホームなどの地域密着型事業所を市町村が指定する際には、今まで国が定めた基準、具体的には、今ご覧いただいておりますものですが、二つの厚生労働省令でございます。この国が定めた基準に基づいて、審査をし、指定をしていたところですが、この介護保険法の改正により、これらの基準を、平成25年4月1日までに、市町村の条例で定めることとされました。

なお、資料2の厚い方の厚生労働省令でございますが、要介護1から要介護5と認定された、被保険者に提供するサービスの事業を行う事業所の指定基準で、資料3の薄い方の厚生労働省令は、要支援1及び要支援2と認定された、被保険者に提供するサービスの事業を行う事業所の指定基準でございます。

この介護保険法の改正によって、地域密着型事業所等の指定基準を市町村が定めるに当たっては、厚生労働省令の定める従うべき基準、標準とすべき基準及び参酌すべき基準に基づいて、市町村の条例で規定することとされました。

具体的には、それぞれの資料の最初のページに、枠で囲った部分がございますが、太字のところが従うべき基準で、網掛けのところは標準とすべき基準で、合理的な理由がなければ変更できない規定でございます。それ以外の部分、MS明朝体の部分は、この厚生労働省令を参考にすべきとされた規定でございます。

恐れ入りますが、運営協議会資料の方の11ページをご覧くださいと思います。富津市が条例を定めるに当たっては、従うべき基準、それから標準とすべき基準及び先ほどご説明いたしました参酌すべき基準のうち、4つの項目について、厚生労働省令の基準を一部変更いたしましたして、独自の基準を設けようと考えています。

こちらの表でございますが、1つ目は、指定地域密着型特定施設、入居定員が29人以下の有料老人ホームであります。これにおける入浴回数でございます。

表の省令の欄が国の基準、つまり厚生労働省令の規定内容です。入浴については、1週間に2回以上入浴させ、又は清しきしなければならないと規定されております。はなから、この規定は、清しきで対応することも可能となっております。

次の独自基準の欄が、富津市が規定しようとする内容です。週に2回以上、入浴する機会を提供することを基本とし、体の具合等でやむを得ない場合に限り、清しきをもって入浴に代えることができるもの



とするものでございます。

次の市の考え方の欄が、独自基準を設ける理由です。入浴を基本とすることにより、サービスの質の向上を図ろうとするものでございます。

2つ目は、指定地域密着型介護老人福祉施設、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム、いわゆる小規模特養でございますが、これの居室の定員です。

厚生労働省令では、従来型及びユニット型とも、定員を1人としていますが、富津市では、従来型については4人以下、ユニット型については厚生労働省令と同じく1人とするものでございます。

これは、従来型の小規模特養については、多床室の設置を認め、利用者の自己負担軽減を図り、所得の低い方の入所について配慮しようとするものでございます。

3つ目は、指定地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養の廊下幅でございます。

厚生労働省令では、従来型及びユニット型とも片廊下の幅を1.5M以上、中廊下の幅を1.8M以上としているものの、退避スペースを設けることによりまして、これを下回ることも可能としていますが、富津市では厚生労働省令の「なお書き」以下を削り、片廊下の幅1.5M以上、中廊下の幅1.8M以上とするものでございます。

これは、災害時等非常時の安全を考慮して、このような規定をしようとするものでございます。

4つ目は、指定地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養における入浴回数でございます。

厚生労働省令では、従来型の場合とユニット型の場合の規定ぶりが違いまして、更に、ユニット型には1週間の入浴回数の規定もありませんが、富津市では、1週間に2回以上、入浴する機会を提供することを基本とし、体の具合等でやむを得ない場合に限り、清しきをもって入浴に代えることができるものとしようとするものでございます。

これは、1つ目の場合と同じように、入浴を基本とすることにより、サービスの質の向上を図ろうとするものでございます。

富津市が条例を定めるに当たっては、ここに記載の4つの項目について、独自の基準を設け、それ以外の項目につきましては、厚生労働省令の規定、先ほどご覧いただきました2つの別冊の資料でございますが、そちらの規定のとおり規定しようと考えております。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める条例案のパブリックコメントを行うに当たって、運営協議会の委員の皆様のご意見をいただきたく、ご審議をお願いするものでございます。

なお、今後の予定といたしましては、パブリックコメントに寄せられた意見による修正の必要性を検討のうえ、成案を来年1月中旬ごろに本運営協議会に諮問いたしまして、答申をいただいて、3月議会に上程しようと考えております。

以上で、議案第2号「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める条例案に係る意見募集・パブリックコメントについて」の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**十川議長**：事務局の説明は終わりました。ご質疑ございませんか。

**大塚委員**：よろしいですか。

**十川議長**：はい。大塚委員。

**大塚委員**：パブリックコメントを求める原案というのは、説明のあった1～4の市の独自基準でいいかどうかというのをきくわけですか。

**大塚課長**：市の独自基準4つの基準を設けようとする。併せて、それ以外の項目について、厚生労働省令のとおり定めること。この2つについて、意見募集を行うものでございます。ですから、他に例えば参考とすべき基準の中で、こういうような基準についても、独自の基準を設けるべきではないか、という意見もあろうかと考えております。以上でございます。

**大塚委員**：ここに4つの案がありますよね。これ以外のものも何かあったら出して下さい。ということになるのですか？

**大塚課長**：そのように考えております。

**十川議長**：よろしいですか？

**大塚委員**：はい。

**十川議長**：他にご質疑ございませんでしょうか？

**磯部委員**：はい。

**十川議長**：磯部委員

**磯部委員**：私も初めてでよくわからないのですが、パブリックコメントを一般市民の人に、どのような方法でやるのですか？

**大塚課長**：ホームページに公開いたします。12月3日から12月25日まででございます。それと、天羽行政センター、本庁の行政資料コーナー、介護福祉課の3か所で、この紙のものをご覧いただくというふうなかたちになります。これについて、ご意見がある場合に、様式は指定させておりませんが、ご意見をいただくというふうになっております。

**磯部委員**：ということは、言い換えれば、関心のある人は、そこに行かなければ分からないということですか？

**大塚課長**：これにつきましては、12月1日に発行されます、広報ふっつに、このようなことをパブリックコメントしますということで周知させていただきます。

**磯部委員**：はい。了解です。

**十川議長**：他にご質疑ございませんでしょうか？

**大塚委員**：はい。

**十川議長**：大塚委員。

**大塚委員**：過去にもパブリックコメントをとってあると思うのですが、大体どれぐらいの意見、案が出てきておりますでしょうか。

**大塚課長**：はい。

**十川議長**：事務局、大塚さん。

**大塚課長**：当市の場合でなくて恐縮なのですが、千葉県でもこの基準を設ける

ことについて、パブリックコメントを行ったようでございます。しかし、残念ながら、県の場合には、コメント、意見は無かったというようなことを聞いております。

**大塚委員**：ホームページを見たりですね、いろいろなことで、みなさん面倒でなかなか反応しないと思うんですよ。例えば、1つの方法として、4つの案があって、これでよければ、○を。悪ければ×で理由を書きなさい、とか。もっと簡単に意見を述べられるような方法を考えればいいと思うんですね。ただ、パブリックコメントを募集しました。意見がありません。ただの状況証拠を作るだけになっちゃうと。どうもそういう感じがしてならない。やりました。意見ききましたよ。何もありませんから、これで成案にしますよ。というと、どうもすっきりしないのですが、どうでしょう。

**大塚課長**：はい。

**十川議長**：事務局。

**大塚課長**：そうしますと、考えられる方法としては、市民の方へ郵送によるアンケートというような事を考えてのお話しなのかなと思います。そうすると、まず、今日こういう風に、お集りいただいた運営協議会そのもの、パブリックコメントの意見そのものも、そうやってきてはしまうのですが。運営協議会、それからまた、議会で上程するというような段階があります。全件を全被保険者に対して、それを○×というような形で行うというのは、ちょっと事務的、それから時間的な制約があって大変難しいと考えます。ちょっと答えになりませんが、そのように考えます。

**大塚委員**：はい。

**十川議長**：大塚委員。

**大塚委員**：何か話をきいていて、やり方を、もう一度皆さんで知恵を出したら、もう少し意見が出るのではないかなと思うのですが、どうですか？

**大塚課長**：今日お集りの運営協議会委員の皆さんには、被保険者の代表、事業者の代表、医療機関の代表としてお集りいただいています、その前

の段階としてパブリックコメントをする。そこで形だけということになってしまうとのご意見ですが、今パブリックコメントを求める場合の、市で決められたルールですと、このような形で行うということになっております。なかには、他の市ではパブリックコメントそのものも行わないというところもあるようでございますので、私の方では、期間的、経費的な面等で、最大限の市民の皆さんの意見を、ここに反映させようと考えた結果、このような形をとらせていただきました。

**十川議長**：どうでしょうか。

**大塚委員**：私の試案。こういう話もあるのではないかというのは、富津市の中に、社会福祉協議会だとか、老人クラブだとかそういう団体がありますね。そういう人に協力を求めて、アンケート形式で何か意見がありますか、というかっこうで聞いてみて、状況証拠を作るのもひとつ、数を集めることにもなると思うのです。ご協力いただいて、そういう方法で、何かできないかと考えているのです。

**大塚課長**：そうしますと、方法論ということになってきますので、それについては、今の市のパブリックコメントの仕方、ルールにのっとってのやり方になっておりますので、これでしかできない部分がございます。当然第6次事業計画等を定める際の、例えばどんなサービスが必要ですか、そういう部分については、市民アンケートを実施して、これも全件ではございませんが、無作為で抽出した毎回千件程度行っております。そのような形で意見を反映させております。

今回、事業所のこの部分については、入浴回数や、施設の廊下幅とか、実際に施設に入所される方には影響がでてくる部分ではございますが、直接的には、その事業を実施しようとする方に影響がでてくる部分ですので、今回このような形で、ルールにのっとった形という言い方で大変恐縮ですけれども、やらせていただきました。よろしくお願いいたします。

**大塚委員**：わかりました。今お話し伺って、この方式でやることになっていま

すので、基本的にかえるには、本元を変えなければなりません。

**大塚課長**：はい。

**大塚委員**：今回はこれでいいけど、これから、パブリックコメントをいろいろなケースでとることになると思うんですよ。今後のパブリックコメントの取り方をどういうふうにするか。これは議会の仕事になるのですか？その辺を含めて、ご検討ができればしていただきたいというのが希望です。以上です。

**大塚課長**：はい。ありがとうございます。

**十川議長**：その件に関して、事務局と打ち合わせしてもらって、これからまた考えていただきたいと思います。とのことでよろしいでしょうか？

**十川議長**：他にご質疑ございませんでしょうか。よろしいですか？

**十川議長**：他にご質疑、ご意見もないようでございます。

それでは、報告第 1 号「第 4 次富津市介護保険事業計画の実績について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**大塚課長**：はい。

**十川議長**：大塚さん。

**大塚課長**：それでは、報告第 1 号「第 4 次富津市介護保険事業計画の実績について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、運営協議会資料というほうの資料 1 2 ページの表をご覧くださいと思います。本年 9 月議会におきまして、平成 23 年度富津市介護保険事業特別会計の決算認定をいただきましたので、平成 21 年度からはじまりました第 4 次富津市介護保険事業計画の実績について、報告させていただきます。

運営協議会資料の 1 2 ページの表、第 4 次事業計画期間中における被保険者数、介護認定者数等を事業計画と実績とで比較したものでございます。

まず、一番上の表①、被保険者数の状況を比較してございます。市の総人口につきましては、平成 23 年度末で、339 人実績が上回っております。第 1 号被保険者数、65 歳以上の人数でございますが、

3ヶ年の平均で 109 人、率にしますと 0.78%実績が上回っています。この結果、高齢化率も事業計画よりも多少上回りました。

次の中段の②の表、要介護認定者数でございますが、介護度別に見ますと、要支援 1 から要介護 3 までの認定者数は、事業計画を実績が下回っておりますが、要介護 4 及び要介護 5 の認定者数につきましては、事業計画値を上回り、全体では 0.42%、事業計画を上回っております。

下段の表③、保険料段階別第 1 号被保険者数でございます。介護保険料の段階には、第 1 段階から第 9 段階、9 つに区分されております。第 4 段階及び第 5 段階が、市民税課税世帯に属する被保険者の区分です。第 6 段階以上が被保険者本人が市民税課税者の区分になりますが、これら第 4 段階から上の区分に属する方々が、事業計画値を下回り、逆に第 1 段階から第 3 段階までの非課税世帯の区分に属する被保険者数が、事業計画値を上回っています。

次に、資料の 13 ページをご覧くださいと思います。この表は、第 4 次事業計画期間中における保険給付費、介護保険料等を、事業計画と実績で比較したものでございます。

まず、行側をご覧ください。標準給付費等という区分の標準給付費①というものがございますが、被保険者の皆さんが、介護保険サービスを利用した際、費用の 1 割を利用者負担額として事業者に支払いをされます。残りの 9 割を富津市介護保険会計から、事業所の皆様に保険給付費として支払います。

この 9 割の保険給付費の部分と、それから被保険者の所得に応じて定められております利用者負担額の負担上限額を超えた場合に被保険者に支給されます高額介護サービス費、それから所得の低い方が施設に入所した場合に食費及び居住費の負担限度額を超える部分について、保険給付費をします。これら 3 つの合計額が、標準給付費①でございます。

事業計画では、この標準給付費の3カ年の合計額を、94億9,305万421円と見込んでおりました。

なお、この標準給付費には、平成21年度の第4次事業計画を策定する段階で行われたものですが、政策的に介護報酬が3%引上げられました。その影響額も含んでおります。

次の地域支援事業費②でございますが、要介護認定又は要支援認定は受けていないが、介護が必要となる可能性の高い高齢者また、健康な状態にある高齢者に対して、機能改善又は機能維持のための、二次予防事業や一次予防事業に要する費用でございます。3カ年間の合計で1億9千万円を計画いたしました。

なお、この地域支援事業費の上限額は、上の行の標準給付費の3%が上限額というふうにされております。事業計画において、約2%と富津市の事業計画では計画してございます。

事業計画で見込んでいた標準給付費と、地域支援事業費の3カ年間の合計額では、96億8,305万421円でございます。

次に、必要保険料という区分の第1号被保険者負担割合④がござい  
ます。この負担割合は、上の標準給付費に対して、65歳以上の介護  
保険料で賄う事業計画期間ごとに定められた負担率でございます。第  
4期では、第3期から1%上昇して20%となりました。

次の給付費等分必要保険料額⑤は、標準給付費等の合計額に、第1  
号被保険者負担割合を乗じて得た額となりまして、事業計画において  
は、保険料過誤納還付金⑥は想定し得ませんので、必要保険料額⑦と  
同額の3カ年間で19億3,661万84円といたしました。この額を  
確保するためには、第3期事業計画期間中の介護保険料から約13%  
の増額改定がこの時期に必要となりました。この時期というのは、平  
成21年度の第4次事業計画を策定する段階でということござい  
ます。

次の収納予定額計⑩、17億1,658万5,605円は、13%の保険  
料改定率を2%に抑え、基準保険料年額を42,600円にし、これは、



第4次事業計画の計画期間中の基準保険料でございます。保険料収納率を98%としたときの3カ年間の収納予定保険料で、次の行のとおり必要保険料との差額、2億2,002万4,479円の不足が生ずると見込みました。

次の不足額の補填方法の区分の調整交付金差額⑬は、富津市の被保険者の所得が低いことによりまして、保険料負担能力が弱いといえますか、保険料負担能力が少ないことから、通常5%である調整交付金、国から交付されるものでございますが、この割合が、それを上回って交付されることを想定して、見積もった5%の場合との差額です。

介護給付費準備基金充当額⑭は、保険料の不足額2億2,002万4,479円から、調整交付金差額3,512万4,479円を差し引いた額1億8,490万円を、基金から取り崩すことを想定いたしました。このような形で不足額の補填をするということで、事業計画を策定したところです。

逆の言い方をすれば、調整交付金がどの程度見込めるのか、また、基金をいくら取り崩せる見込みがあるのか、これらを算定して保険料不足額をいくらまでなら補填できるかによって、第4期の介護保険料の改定率を決めたということになろうかと思えます。

それでは、このようにして計画した事業計画に対しまして、第4次事業計画期間中の実績はどうだったのかを、説明させていただきます。

実績の列の一番上の区分、標準給付費は、3カ年合計で94億6,579万4,913円で、事業計画に対しまして0.29%下回っております。地域支援事業費は、1億44万3,009円で、これら二つの合計で、95億6,623万7,922円の実績となり、これにより、その次の区分の必要保険料も、保険料過誤納還付金を含めまして19億1,623万9,994円が必要な保険料という形になりました。

これに対しまして、収納した保険料は、滞納繰越分を含めて、17億252万5,190円を収納し、保険料不足額は2億1,371万4,804円に、930万2,085円に圧縮されました。

先ほど、保険料段階別第1号被保険者数のところで、ご覧いただきましたように、実績では、保険料段階が高い被保険者が少なくなり、保険料段階の低い被保険者が多くなったことによりまして、第1号被保険者数は増加したものの、収納保険料は事業計画値を下回ったということになっております。

次の不足額補填方法の区分の、調整交付金差額は、表の下から2行目に記載してございます調整交付金交付率のとおり、事業計画値よりも率は上回ったものの、算定対象の標準給付費が事業計画値を下回ったことによりまして、123万6,224円少なくなりました。

次の保険料軽減特例基金取崩額は、先ほどご説明申し上げましたように、第4次事業計画を策定するにあたりまして、政策的に介護報酬が3%引き上げられたことがございます。これによる理論計算上の影響額が、国から交付されたものでございます。

次の災害臨時特例交付金は、東日本大震災による被災者の介護保険料を免除したことによる影響額が、国から交付されたものでございます。

これら3つによっても、なお不足する額、1億5,477万8,686円を、介護保険給付費準備基金から取崩しをし、補填をして、第4次事業計画期間中の富津市介護保険事業を運営いたしたところでございます。

なお、平成23年度末の、介護保険給付費準備基金残高でございますが、1億6,862万1,397円でございます。

これらを総括いたしますと、保険料不足額が930万円ほど圧縮され、介護保険給付費準備基金充当額、取崩額でございますが、3,000万円ほど減少させることができましたので、ほぼ計画どおりの運営ができたものと考えております。

以上で、報告事項第1号「第4次富津市介護保険事業計画の実績について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**十川議長**：事務局の説明は終わりました。

ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

**大塚委員**：よろしいですか。

**十川議長**：はい、大塚委員。

**大塚委員**：保険料はそんなに上がっていない中、富津の高齢化率は増えていませんですね。ですから、事業者は、かなり増えていて保険料は入ってこないというのが原因ではないかと思うのですが、どうですか。

**十川議長**：事務局、大塚くん。

**大塚課長**：必要保険料は、第4次事業計画を立てる際に、サービスがこの程度見込まれると、表の一番上の標準給付費等のところをまず積算いたしまして、その保険給付費を賄うためにどれだけの必要保険料を集めたらいいのか、被保険者の皆さんにご負担頂いたらいいのかというようなことで、保険料を算定した。そうしますと、第3次事業計画から13%程値上げをしなければいけなかった。13%の値上げは、その時点で困難だったものですから、基金等の取り崩しを行いまして、2%に下げた。というような考え方で、この必要保険料というのは、決定されております。それで、実績につきましては、そのように保険料段階別に保険料というのは決まってしまうので、所得の高い方が予想より多くなれば、保険料は多く入ってきますし、所得の低い方が多くなってしまうと保険料は少なくなってしまう。ということで、サービスを利用した人が多い少ないで、保険料の収納額が変更するようなシステムにはなっておりません。このような形で、この実績の収納保険料のところは、想定よりも所得の低い方が多くなってしまったということで、保険料が想定よりも少なくなってしまうということでございます。以上でございます。

**十川議長**：よろしいですか。

**大塚委員**：はい。

**十川議長**：他にご質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員：なしの声)

**十川議長**：それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。  
本日予定していた議案審議は終了いたしました。  
事務局から何かございますか。

**事務局**：特にありません。

**十川議長**：はい。それでは、以上をもちまして、平成24年度第2回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。  
長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

**5. 閉会** (午後2時55分)